

平成24年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成24年6月19日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1	議案第37号	大竹市事務分掌条例等の一部改正について	総 務 文 教 (原案可決)
第 2	議案第42号	平成24年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第 3	議案第43号	工事請負契約の締結について （給食センター建設工事（建築主体工事））	
第 4	議案第44号	工事請負契約の締結について （給食センター建設工事（機械設備工事））	
第 5	議案第45号	財産の取得について （給食センター建設工事に伴う厨房機器一式）	
第 6	議案第38号	大竹市税条例の一部改正について	生 活 環 境 (原案可決)
第 7	議案第39号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について	
第 8	議案第40号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	
第 9	議案第41号	市道路線の認定について	
第10	平成24年陳情第1号	小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情	
第11	平成24年陳情第2号	地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情	まちづくり対策 (継続審査)
			生 活 環 境 (継続審査)

○会議に付した事件

- 日程第 1 議案第37号から日程第5 議案第45号（報告・表決）
- 日程第 6 議案第38号から日程第9 議案第41号（報告・表決）
- 日程第10 平成24年陳情第1号（報告・継続）
- 日程第11 平成24年陳情第2号（報告・継続）

○出席議員（16人）

1 番	西 川 健 三	2 番	大 井 渉
3 番	網 谷 芳 孝	4 番	藤 井 馨
5 番	乃 美 晴 一	6 番	児 玉 朋 也
7 番	北 林 隆	8 番	山 崎 年 一
9 番	細 川 雅 子	10 番	日 域 究
11 番	上 野 克 己	12 番	寺 岡 公 章
13 番	原 田 博	14 番	二階堂 博

15番 田中実穂

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長
副 市長
教 育 長
総務企画部長
市民生活部長兼
福祉事務所長
都市環境部長
上下水道局長
消 防 長
総務課長兼任選挙
管理委員会事務局長
企画財政課長
地域振興課長兼任
農業委員会事務局長
福 祉 課 長
保健介護課長
税 務 課 長
監 理 課 長
都市計画課長
上下水道局業務課長
総務学事課長

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

16番 山本孝三

入 山 欣 郎
大 原 豊
西 尾 裕 次
太 田 勲 男
塩 田 小百合

長谷川 寿 男
北 地 範 久
賀 屋 幸 治
西 岡 靖

政 岡 修
中 川 英 也

米 中 和 成
山 本 八州宏
佐 伯 隆 文
青 森 浩
栢 英 彦
重 本 隆 男
小 西 啓 二

正 木 丈 治
三 浦 暁 雄

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
~~~~~○~~~~~

会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番、大井 渉議員、  
3番、網谷芳孝議員を指名いたします。  
本日の議事日程、議案審査報告について、陳情審査報告についてを議席に配付させてお  
きましたが、配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。  
これより、直ちに日程に入ります。  
~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第5〔一括上程〕

- 議案第37号 大竹市事務分掌条例等の一部改正について
- 議案第42号 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（建築主体工
事））
- 議案第44号 工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（機械設備工
事））
- 議案第45号 財産の取得について（給食センター建設工事に伴う厨房機器一式）

○議長（西川健三） 日程第1、議案第37号大竹市事務分掌条例等の一部改正についてから
日程第5、議案第45号財産の取得について（給食センター建設工事に伴う厨房機器一式）
に至る5件を一括議題といたします。
本5件に関し、委員長の報告を求めます。
総務文教委員長 細川雅子議員。

総務文教委員会議案審査報告書

第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したの
で、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議 案 番 号 | 件 名 | 審 査 の 結 果 |
|---------|------------------------|-----------|
| 議案第37号 | 大竹市事務分掌条例等の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第42号 | 平成24年度大竹市一般会計補正予算（第1号） | 原 案 可 決 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|---------|
| 議案第43号 | 工事請負契約の締結について
(給食センター建設工事(建築主体工事)) | 原 案 可 決 |
| 議案第44号 | 工事請負契約の締結について
(給食センター建設工事(機械設備工事)) | 原 案 可 決 |
| 議案第45号 | 財産の取得について
(給食センター建設工事に伴う厨房機器一式) | 原 案 可 決 |

平成24年6月11日

大竹市議会議員 西川 健三 様

総務文教委員長 細川 雅子

〔総務文教委員長 細川雅子議員 登壇〕

○総務文教委員長(細川雅子) 去る8日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案5件につきましては、11日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第37号大竹市事務分掌条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「住民投票条例について、投票人名簿に年4回登録していたものが、事案があるときの登録に変わるということだが、10年や20年に一度という状況になり得る。支障はないのか伺う」との質疑に対し、「これまで定時登録をしていたが実際に事案が出てこない。住民投票の請求の申請があった際に登録をして、必要署名数を確定し署名を始めていただく形になるので影響はない」との答弁がございました。

次に、「住民基本台帳法等の改正により、市のシステムを変えることはあるのか伺う」との質疑に対し、「電算の基幹システムを更新する中では、改正住民基本台帳法等の施行にあわせて、先行して対応している」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号平成24年度大竹市一般会計補正予算(第1号)でございますが、まず、「小方小・中学校と他の学校との情報機器による学習の格差が心配である。大竹市全体のICT教育として、今後どのような方向に進んでいくのか説明を求める」との質疑に対し、「新しいよいものをつくって、他の学校もそれに追随していきたい」との答弁がございました。

次に、「現在の小方小・中学校で使っている備品は、新しい学校へ全部持って行くのか。古いもの破損しているものの処理をどのように考えているか。また、学校ということ思い出のこもった物もある。単に捨てるだけでなく、ネットオークションにより財源に加える取り組みなど検討してはどうか」との質疑に対し、「使えるものは新しい学校でもできるだけ使っていくということが大原則である。残る備品については、業者による処分や環境整備課へ運び込んで処分することを考えている。思い出多いような物の処分方法についても考えていきたい」との答弁がございました。

次に、「備品購入に6,000万円が必要なため補正をするのか。または、小方財産区から6,000万円の繰り入れがあるので6,000万円分の備品を購入しよう思ったのか。どちらが先だったのか」との質疑に対し、「学校と教育委員会とが協議して備品を挙げていき、この額になったということである」との答弁がございました。

次に、「入札をして安くなった場合には、他の備品の購入も考えているのか」との質疑に対し、「財産区にお願いした経緯からすれば、ほかの物は購入できない。入札残でほかの物を購入する場合には、財産区にまたお願いすることになると思う」との答弁がございました。

次に、「小方財産区の管理資金積立金の残高は幾らか。また、取り崩しに歯どめはあるのか」との質疑に対し、「積立金の残高は、現在約3億9,400万円である。取り崩しに法的な制限はないが、積立金の使途については財産区議会の議決を得て決定されるものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第43号工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（建築主体工事））、議案第44号工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（機械設備工事））、議案第45号財産の取得について（給食センター建設工事に伴う厨房機器一式）の3件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件ではまず、「入札公告の中に、第三者に請け負わせる場合は、できる限り地元業者の利用を図ること、という項目がある。小方小・中学校の建設工事でも同じ項目があったと思うが、地元業者がどのように使われているのか伺う」との質疑に対し、「小方小・中学校の建設における市内業者の下請については、はっきりとした実績は出ていない。市としては、受注機会の確保という中で、指名競争入札や分割発注を行って、地元業者の育成を図っている」との答弁がございました。

次に、「官庁や病院などの大規模な調理場で、厨房機器が実際に使われていない状況が見受けられる。そのようなことが起こらないように工夫はされたのか」との質疑に対し、「教育委員会としても、これまでの実績・ノウハウ等をもとに協議し、機器の選択を行っている。そのような心配はないと考える」との答弁がございました。

次に、「厨房機器を落札した業者は、アフターの面から運営業務の入札で相当に有利な点が出てくると思う。どのように考えているか」との質疑に対し、「運營業者の選定方法については、今後協議していく。落札した業者がそのまま運営するというものではない」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、一括討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただいております議案5件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） 私は、議案第43号、44号、45号関連がございますので、討論も関連づけて私の意見を述べたいと思います。

機会があるたびに私は、センター方式による給食センターの建設については、異議を唱えて自校方式を維持・拡張すべきだということを主張してきました。今回のこの契約によって、将来、センター方式による給食事業が進められるということになるわけですが、あえてこの場で、改めてこのことについての意見を述べておきたいと思います。

私は、自校方式がセンター方式よりも、教育的な視点からすれば、より大きな効果を上げることができる。センター方式よりも自校方式のほうが、よりすぐれている。こういうふうに考えております。

また、文科省も、そのことを認めておりますし、食育基本法の制定に当たっても、食育の観点からは自校方式の学校給食が望ましいと確認がされております。そして、学校給食が生きた教材としてさらに活用されることを促して、自校方式による教育上の効果等についての周知・普及を図るように求めています。

それで、自校方式とセンター方式の比較検討をさせていただく上で、先の委員会の際に、自校方式のメリット、センター方式のメリットまたデメリット、こういうものを比較した一覧表を資料としていただきましたが、一読しましてもメリットについていえば、自校方式ではきめ細かな献立・調理が容易にできる。学校における給食指導が容易にできる。食中毒などの事故などが最小限に抑えられる。アレルギーなどの個別対応が可能であると。配送コストが要らない。温かい給食の提供が容易にできる。こういうメリットがあるというふうに言われております。

センター方式では、メリットとして何かといえば、経費の削減ができる。人員を集中できる。アレルギーなど個別対応が可能だというふうな3項目です。

1番のメリットとしては経費が削減できるというところに根拠が置かれておるようです。

デメリットについていえば、自校方式は、施設の運営、調理・管理費が大きくなる。各学校で仕入れ先が異なる。今後、全面的な設備・改善が必要となる。これは大竹市の実情を踏まえての問題だと思うんですが、メニューが統一されている。これが自校方式によるデメリットの部分です。

センター方式でいえば、初期投資が多額になる。配送時間等考慮が必要になる。食中毒などの事故が大規模になる。学校行事による給食時間の変更対応が困難になる。施設管理に人員が必要となる。メニューが統一されている。というふうに项目的に挙げれば、メリット、デメリットについては以上でございます。

教育の分野における市場主義一辺倒といいますか、とにかく民でできるところは民にやらせと、それで経費が少なくなればいいじゃないかという論理が今、学校教育の分野でも保育の分野でも持ち込まれて、一層の市場への投げ出しが進められようとしているのが実情です。小泉内閣のときに、そういったことで大きなひずみを残した。ところが政権が変わっても、その路線が基本的には変わっていないと。きょう私、教育長から資料をもらったんですが、これ今朝もらったばかりで一読した段階ですから、詳しく検討なり余裕がございませんが、23年3月31日ということですから、ついせんだったのことでです。

ここには、これまでの食育に関する、いわゆる食育基本法にうたわれている文言と大きな差はないんです。ところが、具体的な施策の上では、さっき触れたように、保育所も全部業者に任せて、給食センターじゃろうがとにかく安上がりにやれというようなことを今、民主党政権は言ってるんです。だから教育の基本にかかわるようなところで、大事な骨を抜いて、将来的に長い目で見れば、本当に教育、人づくりというのはどうなるんかという心配を私はしております。教育を大事にする、人づくりを大事にするというんなら、安上がりの方向だけを目指して経費削減ありきというふうな行政のあり方には、賛成をしかねるという思いでいっぱいです。

以上の理由で、学校給食が給食センター方式になることについては、私としては反対をいたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

13番、原田 博議員。

十

○13番（原田 博） 議案第43号から45号にかけての3件すべてについて、委員長報告どおり賛成の立場で意見を付して討論をいたします。

今議案の目的は、市内にあります給食施設の多くが昭和40年代に建設されたもので、耐震性・老朽化への対応、「調理場における現行のウェットシステムからドライシステムを導入するよう努めること」とある文科省の学校給食衛生管理基準への対応措置、保護者から要望の高かった中学校給食の実現、さらには大規模災害時における市内各避難所への食糧供給拠点としての防災機能など、学校給食に関する懸案事項、問題の速やかな解決等に向け、現在建設中の小方小・中学校の隣接地に整備されるものです。

また、市内全小・中学校に給食が供給できる能力、安全衛生管理基準の徹底や、調理、配送、回収、器具などの洗浄消毒、施設設備の清掃については、専門性やノウハウを持つ民間企業に委託していくなど、給食センターの建設意義は大きなものがあるものと私は認識をいたしております。

加えて、給食センターの役割は、これまでの自校方式で実施してきました安全安心で栄養のバランスを考慮したおいしい学校給食の提供や、食育の推進、また人づくりを引き続き図っていくことはもちろん小・中学生の健康や食生活改善などを通じ、学校にとどまらない家庭、地域との共生に立った食に関する情報発信など給食センターの位置づけははかり知れないものがあります。まさに先ほどの反対討論で御指摘がありました経費の削減、効率化ありきという流れや、自校方式からセンター方式に変わることで心配されます教育・食育への不安材料の解消に向けた取り組み、給食センターのあり方が問われるものだ

と理解をいたしております。私としても、今後の方向性については注視をしており、どうぞこれらの点を十分に御承知いただいた学校運営に期待をいたしております。

また、多くの委員さんの委員会発言や先ほどの委員長報告でもありましたように、地元業者の育成につきましては、私たちの今後の大きな課題でもあり、今議案・審査では意は尽くせませんでした、できる限りの対応をお図りいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、るる申し上げましたが、議案第43号から45号にかけての3件すべての賛成討論いたします。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

10番、日域議員。

○10番（日域 究） 済みません、思いつきで立ってしまったんですけども、給食センターのことについて、センター化とか個別、自校方式とか、そういうレベルの議論しかないのを聞いてまして、少々寂しい思いがするんですけども。

私、今のセンター方式に反対をする気はありません。今の状況を考えたら理想とは違うけどもやむを得ないかなと考えております。

例えば、最近、弁当の日なんていうものを始めた学校もありますし、その先生って、結構いろんなところに重宝して呼ばれているような気がします。しょせん、昼飯の話ではありますが、皆さんが同じものを食べるということがいいか悪いかという議論もあります。現実的にはしょうがない。全くそのとおりなんですけども、例えば私の経験をちょっとこの場合をかりてお話させてほしいんですけども。

昔、大竹市の教育長さんからお願いされて広大なフランス人の助教授さんがうちに来たことがあります。私は、その人のお願いはお願いなんですけど、私はここぞとばかりに私の疑問をいっぱいぶつけたんですけど、そのときよくわかったことがあります。よく私、PTAの会長をした時代にいろんなことを考えてましたけど、例えば学校の先生って昼時間がないですね、現実的に。でもフランスの先生は、教室に鍵をかけて昼休憩はとるって言うんです。どうしとるんじやろうかと思うじゃないですか。そしたらフランスの学校、そのときは対象は幼稚園でしたけど、だからうちに来たんですけども、広大な学生さんが卒論を書くために、日本の幼稚園とフランスの幼稚園を比較するというんです。相手方の幼稚園はパリのど真ん中の幼稚園です。片方が、こんな片田舎の幼稚園でいいのかなと思いましたが、そのおかげでフランス人の先生にいっぱい教わりました。

フランスは昼時間、何をするかというと、担任の先生は自分の部屋に鍵をかけて休憩をとるわけです。一部の子供たちは家に帰って御飯を食べる。残りの子供たちは、昼時間専用の職員がいて、昼時間専用の食堂があって、そこへ行って食べるっていうんです。

例えば、今ヨーロッパはユーロが非常にがたついてますけど、そのとき痛感しましたよね。日本で豊かじゃないねって。やっぱりそりゃギリシャ人はいいかげんかもしれませんけども、やっぱりヨーロッパの連中の生活パターンというのは、日本人から見たら相当おおらかにかゆとりを持ってやってるんよねっていう気がします。

本来、食事なんていうものは個人個人違うものであるべきですから、私はお弁当が一番

理想だと思います。ただそれに対応できないお家がふえてるというか、やっぱり公教育として一定の昼食の供給は必要だろうと思います。そう考えたときに、今の給食センター方式というのはやむを得ないと思いますが、一方でそれを少し否定するようなお弁当の日、余談ですけども、御存じない方のために少々申し添えますけども、お弁当の日というのは、子供たちがつくるんですからね。子供たちが朝4時5時に起きて、自分でつくってこよう、男の子も女の子もつくるんだっていうことを小学校、中学校でやっている学校がかなりふえました。

大竹市の児童委員さんの中でも「すごいよね。」っていう人がいます。自分が食べるものを機械的に供給される世界って、あんまりいいイメージありませんよね。みんなが同じものを食べる。非常に教育的ではありません。だから今のセンター方式はやむを得ないですけども、今の自校方式が理想かという、私はそうとも思いません。

私がPTAの会長のときに、調味料のガラスが壊れて給食に混入した事件がありました。校長先生は、それを隠すのに一生懸命でした。あえて、私もその不始末を外には言いませんでしたけど、やっぱりどこか問題があるんです。だから、センター方式、自校方式においても両方とも絶対的にすぐれてるという点はないと思いますけども、社会の流れといたしますか、いろんなことを考えてセンター方式がいいのかなと思いますけども、教育のことを考えたら、全然理想とはまだ距離があるということを、皆さんよく理解しておいてほしいなと思います。

以上で、賛成討論を終わります。

十

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております5件のうち議案第43号、議案第44号及び議案第45号を除く2件を一括採決いたします。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本2件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決されました。

議案第43号工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（建築主体工事））を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第44号工事請負契約の締結について（給食センター建設工事（機械設備工事））を

起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第45号財産の取得について（給食センター建設工事に伴う厨房機器一式）を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（西川健三） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6～日程第9〔一括上程〕

議案第38号 大竹市税条例の一部改正について

議案第39号 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について

議案第40号 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

議案第41号 市道路線の認定について

○議長（西川健三） 日程第6、議案第38号大竹市税条例の一部改正についてから日程第9、議案第41号市道路線の認定についてに至る4件を一括議題といたします。本4件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長 上野克己議員。

生活環境委員会議案審査報告書

第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                           | 審査の結果 |
|--------|----------------------------------------------|-------|
| 議案第38号 | 大竹市税条例の一部改正について                              | 原案可決  |
| 議案第39号 | 大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正について                   | 原案可決  |
| 議案第40号 | 広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について | 原案可決  |

|        |             |         |
|--------|-------------|---------|
| 議案第41号 | 市道路線の認定について | 原 案 可 決 |
|--------|-------------|---------|

平成24年6月12日

大竹市議会議長 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは去る8日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案4件につきましては、12日に委員会を開催し、審査を行いましたので委員会の審査結果の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

まず、議案第38号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では「現状で施設の対象物件や、改正による財政上の影響など説明を求める」との質疑に対しまして、「この課税の特例措置について現在のところ対象となる物件はない。今後、新規の設備に関して特例対象資産があれば、この特例率を適用させるということになる。財政的には、改正前も改正後も4分の3であり影響はないと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第39号大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正についてでございますが、本件では「ひとり親家庭の年少扶養控除等を現行どおり控除していこうとしているが、背景や影響はどうであるか伺う」との質疑に対しまして、「ひとり親家庭制度には所得制限があり、国税の所得税額がある方については認められない。税額がゼロの方は認定をしている。所得税制度の改正により、平成23年分から年少扶養と特定扶養が見直され所得税が新たに課されると、ひとり親家庭の認定ができなくなる。このため、従前どおり認定するための改正をするもので、一例として年少扶養の人数が一人の場合は課税所得が38万円未満の方は救われるということになる」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、「改正の内容に派出所や診療所などが書いてあるが、今回売却した相手先とこういうものをつくるというような条件面の話があったのか。また、公衆トイレについて、市としてはつくる必要がないと考えているということではよいのか伺う」との質疑に対しまして、「都市計画審議会が10月末にあり、そこで了承された条件を11月の募集公告の中に入れている。企業にどういう説明をしたということではなく、一般的な公告でうたったということである。また、開発計画の設計の中身については、今後、議論を進めることになるが、公衆トイレの設置については、今後の検討課題になると考えている」との答弁がございました。

次に、「昨年の委員会で、学校ができるまでに民家がどの程度できるのかと質問すると、9月ころから販売を行い10軒程度建つであろうということであった。今回住宅地について

の規制がかけられるが、工事の進捗状況はどうであるのか伺う」との質疑に対しまして、「民家については、相手方のプロポーザルの中で、来年4月までに5軒ないし10軒の家を建てたいという提案・希望があったと説明をしたが、どうなるのかについては今からのことである。現実的には開発行為の許可がおり次第、工事に入るということで聞いている」との答弁がございました。

次に、「将来的に、住宅の需要が150区画も生まれてくるという根拠が乏しいため売れない場合も起こり得ると考えるが、そういうことを想定した上での条例となっているのか。また、こういう規制をかけることの判断は何を根拠にしたのか伺う」との質疑に対しまして、「大願寺地区に関しては地区計画でその整備方針等をうたっている。特に住宅地区に関しては、良好な住宅環境を確保するというのがうたわれており、それに基づき地区計画、用途地域、建築条例の中で規制がかけられることになる。また、これらの規制に違反する建物は建築確認がおりないということになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第41号市道路線の認定についてでございますが、本件では「開発行為に基づき、構造上、問題ないつくりになっていると思うが、上下水道の関係等も含め市道として管理することに問題はないのか伺う」との質疑に対しまして、「開発行為、申請時に都市計画法第32条に基づき、将来の道路管理者等と協議し同意しているため問題ない」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は一括採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本4件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 平成24年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

○議長（西川健三） 日程第10、平成24年陳情第1号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員。

まちづくり対策特別委員会陳情審査報告書

第1回定例会において本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第104条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 |
|----------------|--------------------|---------|
| 平成24年
陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 継 続 審 査 |

平成24年6月13日

大竹市議会議長 西川 健三 様

まちづくり対策特別委員長 寺岡 公章

〔まちづくり対策特別委員長 寺岡公章議員 登壇〕

十

○まちづくり対策特別委員長（寺岡公章） それでは去る3月26日の本会議におきまして、まちづくり対策特別委員会に御付託をいただき、閉会中の継続審査としておりました陳情1件につきまして4月16日及び6月13日に委員会を開催し審査を行いましたので、審査過程の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成24年陳情第1号小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情でございますが、本件は小方一丁目南自治会会長 戸川寛利氏外6名、小方一・二丁目北自治会会長 越水敏弘氏外6名、小方二丁目自治会会長代行 三好太海氏外6名から提出された陳情で、その趣旨は、地域の長い歴史とともにあった小学校跡地へ地区住民が集い、古きよき伝統ある文化を守り伝承していくために公園の設置を要望するというものです。

まず、4月16日の審査において、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、市長に提出された同様の要望書に対する回答の基本的な考え方として、「現学校用地については、土地造成特別会計に属する小方ヶ丘新学校用地と交換することになる。このため、公共用地として活用する場合は、一般会計が土地造成特別会計の土地を購入することが前提となる。なお、学校跡地の活用は議会においても協議されているところである。小方地区のまちのあり方については、地元住民の方々を初めとして多くの皆様からの意見を聞きながら検討していく必要がある」との説明がありました。

審査の中で委員から執行部に対し、「小方地区の住民と、今後どのように協議を進めていくのか」との質疑があり、「住民の方の意見を幅広く聞かせていただくに当たってはいろいろな方法がある。今後の検討事項になると思われる」との答弁がありました。また、

委員からは、「小方新駅の駅前広場など総合的に考える必要がある」、「小方のまち全体をいかに有効活用するか、もっと精査が必要と考える」、「平成12年の12月議会で採択された「岩国大竹道路建設計画に対する陳情書」の8項目の中に、「ルート周辺にある古い生活・文化財に対しては、効果的な保存対策を望む。」とあり、これと要望内容が一部一致する。地域の自治会を強化していくという趣旨は賛成する」との意見がありました。

続きまして、6月13日の委員会の審査では、まず、前回4月16日以降の状況について執行部に報告を求めたところ、要望書に対する回答を4月18日付で行った旨の報告がありました。

なお、回答内容については、前回説明のあった基本的考え方と同様のものでした。

審査の中では委員から、「議会においても小方のまちづくり、あるいは大竹市全域のまちづくりを検討している段階である。様子をしっかりと見ながら検討して一定の結論を出すべきではないか」との意見があり、本件は継続審査すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番。

○10番（日域 究） 公園をつくる話について、現実的には難しいだろうなという気はしますから、それはそれで今回の議会の話はそれでいいんですけども、あのときに参考資料として市長のほうから説明文4月18日でしたか文書が出てましたよね。あの内容については、あれほど市民をばかにした内容はないなっていう気がいたします。そのことをちょっと述べさせていただきたいと思います。

要するに、「あの小方小学校の跡地は、土地造成特別会計の土地になるんですよ。」と、「だから公園にしたかったら一般会計で買い取る必要があります。だからそんなお金はありません。」と言わんばかりの書き方ですけども、それを言うんなら、小方の大願寺の山自体が土地造成特別会計の土地です。それを一般会計が買って学校にするわけですよ。今度は、小学校の用地が今あってそれがなくなるわけですから、それを今度は土地造成特別会計がそれを買うんですよ。お互いに買い合いっこするんですよ。そのとき評価はどうしますかっていう話になるわけです。土地造成というか大願寺の処理については、面積も単価も何も言わずにぼんと交換しておいて。

○議長（西川健三） 日域議員、この問題については、委員会で継続審査になっておりますので。

○10番（日域 究） 意見を言えって言われたから、私言ってるんですけど、間違いですか。

○議長（西川健三） はい。

○10番（日域 究） だから、そういうね、そこだけ会計の細かいつじつまのあわないことを言って、あの陳情した人たちに回答するのは、私は誠実ではないと思います。

○議長（西川健三） はい、それで結構です。継続審査ですから。

○10番（日域 究） 今、意見を言うことはまずいんですか。

○議長（西川健三） と思います。委員長の報告では、継続ですからね。

○10番（日域 究） いや、継続であってもなくても意見を求められたから、私はしゃべってるんです。

○議長（西川健三） じゃあ継続に反対か賛成かを言って。

○10番（日域 究） だから最初に言いました。

継続には反対ではありませんよ。賛成です。

○議長（西川健三） はい。

○10番（日域 究） はい。以上です。

○議長（西川健三） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております平成24年陳情第1号に関する委員長の報告は、閉会中の継続審査の申し出であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査と決定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情

○議長（西川健三） 日程第11、平成24年陳情第2号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長 上野克己議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

第2回定例会において本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第104条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                                                                 | 審査の結果   |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|---------|
| 平成24年<br>陳情第2号 | 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情 | 継 続 審 査 |

平成24年6月12日

大竹市議会議員 西川 健三 様

生活環境委員長 上野 克己

〔生活環境委員長 上野克己議員 登壇〕

○生活環境委員長（上野克己） それでは去る8日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました陳情1件につきまして、12日に委員会を開催し審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

平成24年陳情第2号地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情でございますが、本件は築地孝弘氏外3団体から提出された陳情で、その趣旨は、公共事業費が縮小され国の出先機関が廃止されれば、災害時の国民を守る体制に支障が出るほか、それに伴う影響が建設業界を直撃することなどが予想されるため、国の責任ある執行を求めるための意見書の提出を求めるものでございます。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「昨年3月議会で類似の陳情が出ており、そのときの考え方と現在も相違があるわけではない。また、補足として今年の3月に全国市長会から国の出先機関改革について、「検討に当たっては、拙速に進めることなく地域住民の安心安全に直接責任を有し、地域の実情に精通している自治体の意見を十分に踏まえるよう慎重な対応を求める」との意見書が内閣府副大臣外に提出されている」というものでございました。

審査の中で委員から、「一方では公務員の人件費削減や人員を減らせというようなことが国会でも議論されているが、機械的に出先機関を含め行っていくことに疑問もある。簡単に結論を出せない」との意見があり、次に、「中国地方知事会の会合で、今後、広域連合を含め協議をするという動きもあり、市議会がこの陳情を採択することに違和感を感じる。もう少し勉強したい」との意見がございました。

他にも意見等がございましたが、本席では省略させていただきます。

委員の意見を集約した結果、本件は継続審査すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（西川健三） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております平成24年陳情第2号に関する委員長の報告は、閉会中の



継続審査の申し出であります。

本件は、委員長の報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（西川健三） お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、直ちに第1委員会室におきまして、生活環境委員協議会を開会する旨、委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上御参集をください。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

+

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。いずれの案件につきましても、原案のとおり議決を賜りました。こころより厚く御礼を申し上げます。議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと頭に入れ、また検討させていただきました。今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。これから、暑い夏の季節に向かおうとしておりますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十二分に留意されまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（西川健三） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会します。

10時51分 閉会

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年 6 月19日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 大 井 渉

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

+

+

+